

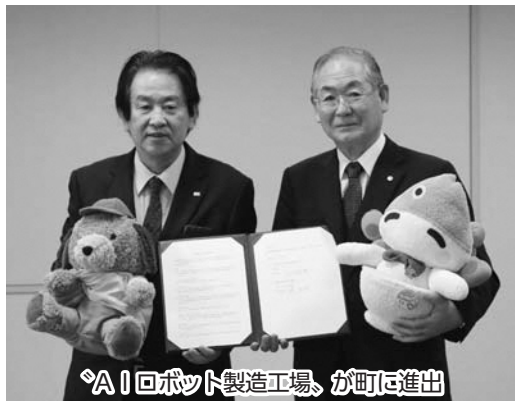
工場立地に関する基本協定を締結

12月24日、浪江町と富士コンピュータ株式会社は、工場立地に関する基本協定を締結しました。

藤橋産業団地内の(旧)浪江日本ブレーキ株式会社の事務所棟を工場・倉庫建屋に改築し、今春の操業を目指している同社は、A I (人工知能) を搭載した「ぬいぐるみ型介護用コミュニケーションロボット」の製造を計画しており、浪江町から全国の介護施設や医療現場に供給する予定です。さらには、浪江町を「商材」の物流拠点とした通信販売事業を展開する計画も進んでいます。

また、浪江町と南相馬市にまたがる「福島ロボットテストフィールド」にも同社の研究所が入居していることから、南相馬市との将来的な連携も視野に入れています。

同社は「日本の戦後の復興と同じように町と一緒に前進していきたい」としており、町と共に成長する企業として期待されます。



《企業概要》 企 業 名：富士コンピュータ株式会社

代 表 者：代表取締役 森 和明

本 社：兵庫県加古川市加古川町稲屋790-1

事業内容：コンピュータシステム・ソフトの開発・受託、介護用A I コミュニケーションロボット製造など



富士コンピュータ株式会社

問 産業振興課産業創出係 Tel 0240(34)0248

浪江町議会議員一般選挙 投票日 4月18日(日)

浪江町議会議員一般選挙の投票日は4月18日(日)です。投票所や投票時間などについて詳しくは、3月下旬に発送を予定している「選挙のお知らせ」(不在者投票用紙請求書同封)で案内します。

■立候補予定者説明会

日時 3月6日(土) 10時～

場所 浪江町役場本庁舎 2階大会議室

※公職選挙法の改正(令和2年12月12日施行)により、選挙公営制度および供託金制度が適用になります。

■立候補届出受付

日時 4月8日(木) 8時30分～17時

場所 浪江町役場本庁舎 2階大会議室

申・問 浪江町選挙管理委員会事務局(総務課行政係内) Tel 0240(34)0235

■不在者投票

遠方に在住などの理由により浪江町の投票所に来ることができない人が、最寄りの選挙管理委員会事務局で投票できる制度です。詳しくは「選挙のお知らせ」を確認してください。

■障がいなどがある人の郵便投票

初めて利用を希望する人は、「郵便等投票証明書」の申込みが必要です。発行に時間がかかりますので、早めに手続きをお願いします。

▷対象者

次のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳を交付されている人で、障がいの程度が所定の条件に該当する人

②介護保険で「要介護5」の認定を受けている人
※特定の人、代理記載をすることもできます。所定の条件など詳しくは、選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、きずなの維持、賠償問題など多くの課題があります。

その中で、町が行っている取組についてお知らせします。

4月1日から町の組織が変わります

問 総務課行政係 Tel 0240(34)0235

●二本松事務所の廃止(一部機能を介護福祉課(本庁舎)に移管)

令和2年度(令和3年度に向けた変更)	令和3年度
二本松事務所 (機能を縮小し「二本松出張所」に名称変更)	二本松出張所
介護福祉課 福祉係(継続) 介護係(包括支援係と統合) 包括支援係(廃止(介護係に機能を移管))	介護福祉課 福祉係 介護係
生活支援課(二本松事務所内)(廃止) 避難生活支援係(介護福祉課に移管) 総務係(「二本松出張所」に機能を移管) 福島出張所(介護福祉課に移管) いわき出張所(介護福祉課に移管) 南相馬出張所(廃止)	避難生活支援係 二本松出張所 福島出張所 いわき出張所



●中心市街地整備事業の推進体制整備

令和2年度(令和3年度に向けた変更)	令和3年度
まちづくり整備課 (「建設課」に名称変更) 管理係 建設係 用地係 計画係 (「計画係」を廃止し「中心市街地整備室」を新設)	建設課 管理係 建設係 用地係 中心市街地整備室 【主な業務】駅前など中心市街地の整備

●新エネルギー導入推進体制整備

令和2年度(令和3年度に向けた変更)	令和3年度
産業振興課 商工労働係 産業創出係 (「新エネルギー推進係」を新設)	産業振興課 商工労働係 産業創出係 新エネルギー推進係 【主な業務】水素エネルギーの普及、ゼロカーボンシティの推進

ここから下は広告です。

ここから下は広告です。

みんなで
ともに
乗り越えよう

町の農林水産業 再生に向けて

問 農林水産課農政係
0240(34)0245
問 農林水産課農林水産係
0240(34)0246

震災後、初、町内で 「コイン精米機」が稼働

12月28日、「JA福島さくら浪江支店」(権現堂字下続町18-3)敷地内に「コイン精米機」が設置されました。
稼働時間は6時から21時までで年中無休です。ぜひ、ご活用ください。



地元で精米できるようになります

令和3年3月で「原発事故」から10年 「原子力損害の賠償請求は」お済みですか

「東京電力ホールディングス株式会社から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な公的機関「原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター」(☎0120(377)155(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)10時～17時))が無料で仲介します。

《和解事例》同居はしていないが実質的に生活を共にしていた家族と別離

居住制限区域(浪江町)から避難した申立人について、原発事故当時は、実家から100メートル程度離れた距離に所在する自宅において寝泊まりしつつも、実家で朝・夕食をとったり入浴したりするなど、実家に居住していた両親や弟と共に生活していたにもかかわらず、原発事故により家族との別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成24年4月分までの「日常生活阻害慰謝料(3割の増額分)」が賠償されました。【公表番号1577 令和元年7月26日成立】

《和解事例》配偶者の介護や孫の世話をしながら避難

避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人が、失禁を繰り返す夫の介護をしながらの避難であったこと、また、幼い孫の世話をしながらの避難であったことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分までの「日常生活阻害慰謝料(増額分)」として、平成23年3月分は7万2,000円、同年4月分から平成30年3月分まで月額6万円(既払い金122万円を除く)が賠償されました。【公表番号1618 令和元年10月31日成立】

「ADR申立て」無料相談会が開催

実際に仲介を担当している調査官(弁護士)と、「オンライン」で直接相談できます。東京電力ホールディングス株式会社の賠償に不満がある人をはじめ、原発事故当時、家族を介護していた人、妊娠していた人、また、幼い子供連れで避難した人、家族との別離を余儀なくされた人など、一度、相談してください。「原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター」で賠償金額を改めて算定し直します。

- 日時・会場 2月15日(月)～19日(金)、21日(日) 9時～15時・二本松事務所 1階会議室
3月1日(月)～5日(金) 9時～15時・浪江町役場本庁舎 4階会議室

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」で無料相談

原子力損害の賠償請求の時効は「損害および加害者を知ったとき」から10年です。時間が経過するほど、損害を証明する証拠書類が集めにくくなります。請求漏れの有無など、不明・不安な点がありましたら「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」(☎0120(013)814(月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)10時～17時))に相談してください。

問 総務課賠償支援係 ☎0240(34)4638

ここから下は広告です。

問 教育委員会事務局学校
0240(34)5710



教育委員会委員
門馬 和枝
(下津島)

よろしく
お願いします
1月1日付けで、門馬和枝さん(下津島)が教育委員会委員に任命されました。町民の皆さん、よろしくお願ひします。